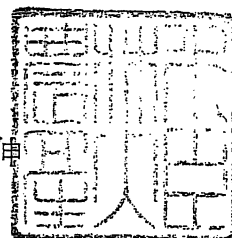


資料 4

16 消安第 7172 号
平成 16 年 12 月 14 日

農林物資規格調査会
会長 沖谷 明紘 殿

農林水産大臣 島村 宜伸



日本農林規格の見直しについて（諮問）

下記の日本農林規格を見直す必要があるので、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 9 条 2 の規定に基づき、貴調査会の意見を求める。

記

- 1 有機農産物の日本農林規格（平成 12 年 1 月 20 日農林水産省告示第 59 号）
- ② 有機農産物加工食品の日本農林規格（平成 12 年 1 月 20 日農林水産省告示第 60 号）

改正案	現行

用 語	定 義
有機加工食品	次条の基準を満たす方法により生産された加工食品であつて、原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める農産物（有機農産物を除く。）、畜産物（有機畜産物を除く。）、水産物及びこれらの加工品の重量の割合が5%以下であるものをいう。
有機農産物加工食品	有機加工食品のうち、原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める農産物（有機農産物を除く。）、畜産物、水産物及びこれらの加工品の重量の割合が5%以下であるものをいう。
有機畜産物加工食品	有機加工食品のうち、原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める農産物、畜産物（有機畜産物を除く。）、水産物及びこれらの加工品の重量の割合が5%以下であるものをいう。
有機農畜産物加工食品	有機加工食品のうち、有機農産物加工食品及び有機畜産物加工食品以外のものをいう。

組換えDNA技術

酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNAを複製し、それを生細胞に移入し、増殖させる技術。

(生産の方法についての基準)

第4条 有機加工食品の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
原材料 (加工助剤を含む。)	次に掲げるものの以外のもので使用していないこと。 1 有機農産物、有機加工食品及び有機畜産物 (その包装、容器又は送り状に格付の表示が付されているものに限る。ただし、その有機加工食品を製造し、又は加工する者により生産されが生産後、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 (昭和25年法律第175号以下「法」という。)、第14条又は第15条により格付された有機農産物、有機加工食品又は有機畜産物にあっては、この限りではない。) 2 1及び2以外の農産物 (原材料として使用した有機農産物及び有機畜産物と同一の種類の農産物又は畜産物、放射線照射食品並びに表で組換えDNA技術 (酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNAを複製し、それを生細胞に移入し、増殖させる技術。以下同じ。) を用いて生産されたものを除く。)、畜産物 (原材料として使用した有機畜産物又は畜産物の畜産物、放射線照射食品及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。)) 及び 3 水産物 (放射線照射食品及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。) 4 2又は3のいずれかの加工品 (原材料として使用した有機加工食品と同一の種類の加工食品及び放射線照射食品を除く。) 5 食塩 6 水 7 別表1に掲げる食品添加物 (組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。以下同じ。)
原材料の使用割合	1 原材料 (食塩、水及び加工助剤を除く) の重量に占める有機農産物、有機畜産物及び有機畜産物以外の農産物、畜産物及び水産物の割合が5%以下であること。 2 食品添加物の使用は、当該加工食品を製造し又は加工するために必要な最小限度のものであること。

(生産の方法についての基準)

第4条 生産の方法についての基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
原材料 (加工助剤を含む。)	次に掲げるものの以外のもので使用していないこと。 1 有機農産物 (その包装、容器又は送り状に格付の表示が付されているものに限る。ただし、当該加工食品を製造又は加工する者が生産し、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 (以下「法」という。)) 第14条又は第15条により格付された有機農産物にあってはこの限りではない。) 2 有機農産物加工食品 (その包装、容器又は送り状に格付の表示が付されているものに限る。ただし、当該加工食品を製造又は加工する者が製造又は加工し、法第14条又は第15条により格付された有機農産物加工食品にあってはこの限りではない。) 3 1及び2以外の農産物 (原材料として使用した有機農産物と同一の作目に係る農産物、放射線照射食品及び組換えDNA技術 (酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNAを複製し、それを生細胞に移入し、増殖させる技術。以下同じ。) を用いて生産されるものを除く。)) 畜産物 (放射線照射食品及び組換えDNA技術を用いて生産されるものを除く。)) 及びその加工品 (原材料として使用した有機農産物加工食品と同一の種類の農産物加工食品及び放射線照射食品を除く。) 4 食塩、水 5 別表1に掲げる食品添加物 (組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。以下同じ。)
原材料の使用割合	1 食塩及び水の重量を除いた原材料のうち有機農産物及び有機農産物加工食品以外の農産物、畜産物又は水産物及びその加工品の重量に占める割合が5%以下であること。 2 食品添加物の使用は、当該加工食品を製造又は加工するために必要な最小限度のものであること。

製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理	1 製造又は加工の方法は、別表1に掲げる食品添加物を必要な最小限度で使用する場合を除き、物理的方法又は生物の機能を利用した方法（組換えDNA技術を用いて生産されたものを利用した方法を除く。以下同じ。）によること。 2 病虫害の防除、食品の保存、病原菌の除去又は衛生の目的での放射線照射が行われていないこと。 3 病虫害の防除は、物理的方法又は生物の機能を利用した方法（組換えDNA技術を用いて生産されたものを利用した方法を除く。）によること。ただし、物理的方法又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、別表2に掲げる薬剤（組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。）のみが使用されていること。 4 また別表2に掲げる薬剤を使用する場合にあっては、原材料及び製品への混入が防止されていること。 5 原材料として使用される有機農産物、有機加工食品及び有機畜産物は、他の農畜産物又はその加工食品が混入しないように管理されていること。 6 原材料の基準、原材料の使用割合の基準及びその項1から4までの基準に従って製造され、又は加工された食品が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないように管理されていること。
------------------------	---

(有機加工食品の名称及び原材料名の表示)

第5条 有機加工食品の名称の表示及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行なうものとする。

区分	基準
名称の表示	1 次の例のいずれかにより記載すること。 (1) 「有機農産物加工食品」又は「○○」又は「○○（有機農産物加工食品）」 (2) 「有機○○」又は「○○（有機）」 (3) 「オーガニック○○」又は「○○（オーガニック）」 (注) 「○○」には、当該加工食品の一般的な名称を記載すること。 ただし、有機農産物加工食品のうち、「○○」に記載する一般的な名称が有機農産物加工食品の一般的な名称と同一となるものについては、次の例のいずれかにより記載することと別途定める。 (1) 「有機農産物加工食品」又は「○○」又は「○○（有機農産物加工食品）」 (2) 「オーガニック農産物加工食品」又は「○○」又は「○○（オーガニック農産物加工食品）」 (注) 「○○」または「オーガニック農産物加工食品」の一般的な名称を記載すること。 2 1の規定にかかわらず転換期間中有機農産物、転換期間中有機農畜加工食品又は転換期間中有機畜産物加工食品を原材料として製造し、又は加工したものにあっては、1に定めるところにより記載する名称の前又は後に「転換期間中」と記載すること。

製造、加工、包装その他の工程に係る管理	1 製造又は加工の方法は、別表1に掲げる食品添加物を使用する場合を除き、物理的方法又は生物の機能を利用した方法（使用する酵素等は組換えDNA技術を用いて生産されるもの以外のものに限る。）によること。 2 病虫害防除、食品の保存、病原菌除去又は衛生の目的での放射線照射が行われていないこと。 3 病虫害の防除に使用する薬剤は別表2に掲げるもののみを使用すること。別表2に掲げるものを使用する場合にあっては、原材料及び製品への混入が防止されていること。 4 原材料として使用される有機農産物又は有機畜産物加工食品は、他の農畜産物又は加工食品と混合するおそれのないよう管理されていること。 5 製造又は加工された有機農産物加工食品が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないように管理されていること。
---------------------	--

(有機農産物加工食品の名称及び原材料名の表示)

第5条 有機農産物加工食品の名称の表示及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行なうものとする。

区分	基準
名称の表示	1 次の例のいずれかにより記載すること。 (1) 「有機農産物加工食品」 (2) 「有機○○」又は「○○（有機）」 (3) 「オーガニック○○」又は「○○（オーガニック）」 (注) 「○○」にはその一般的な加工食品の名称を記載すること。 2 前項の規定に係わらず転換期間中有機農産物又は転換期間中有機畜産物を製造若しくは加工したものを原材料として使用したものにあっては、1に定めるところにより記載する名称の前又は後に「転換期間中」と記載すること。

原材料名の表示	1 使用した原材料のうち、有機農産物（転換期間中有機農産物を除く。）<u>又は有機加工食品</u>（転換期間中有機農産物を原材料としたものを除く。）<u>又は有機畜産物</u>にあっては、その一般的な農産物、加工食品又は畜産物の名称に「有機」等の文字を冠して記載すること。 2 転換期間中有機農産物、<u>転換期間中有機農産物加工食品又は転換期間中有機農畜産物加工食品</u>を原材料として製造又は加工したものにあっては、1に定めるところにより記載する原材料名の<u>前又は後に「転換期間中」と記載すること。</u>
---------	--

附 則

この告示は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

別表 1

食 品 添 加 物	基 準
クエン酸	pH調整剤として使用するもの又は <u>野菜の加工品若しくは果実の加工品</u> に使用する <u>場合に限ること。</u>
クエン酸ナトリウム	ソーセージ、卵白の低温殺菌又は乳製品に使用する <u>場合に限ること。</u>
D L－リンゴ酸 乳酸	農産物の加工品に使用する <u>場合に限ること。</u> 野菜の加工品に使用する <u>場合、ソーセージのケーシングに使用する場合、凝固剤として乳製品に使用する場合又はpH調整剤としてチーズの塩漬に使用する場合に限ること。</u>
Ｌ－アスコルビン酸 Ｌ－アスコルビン酸ナトリウム	農産物の加工品に使用する <u>場合に限ること</u> 食肉の加工品に使用する <u>場合に限ること。</u>
タンニン 〔略〕	ろ過助剤として <u>農産物の加工品に使用する場合に限ること。</u> 〔略〕
炭酸ナトリウム及び炭酸水素ナトリウム 炭酸カリウム	菓子類、砂糖類、豆類の調製品、めん・パン類又は中和剤として乳製品に使用する <u>場合に限ること。</u> 果実の加工品の乾燥に使用する <u>場合又は穀類の加工品、豆類の調製品、めん・パン類若しくは菓子類に使用する場合に限ること。</u>
炭酸カルシウム	畜産物の加工品に使用する <u>場合にあつては、乳製品に使用するもの（着色料としての使用は除く。）又は凝固剤としてチーズ製造に使用する場合に限ること。</u> 農産物の加工品に使用する <u>場合に限ること。</u>
炭酸アンモニウム及び炭酸水素アンモニウム 炭酸マグネシウム 塩化カリウム	農産物の加工品に使用する <u>場合に限ること。</u> <u>野菜の加工品、果実の加工品、調味料、スープ又は食肉の加工品に使用する場合に限ること。</u>

原材料名の表示	1 使用した原材料のうち、有機農産物（転換期間中有機農産物を除く。）<u>又は有機農畜産物加工食品</u>（転換期間中有機農産物を原材料としたものを除く。）<u>にあっては、その一般的な農産物又は農産物加工食品の名称に「有機」等の文字を冠して記載すること。</u> 2 転換期間中有機農産物又は<u>転換期間中有機農産物加工食品</u>を原材料として製造又は加工したものにあっては、1に定めるところにより記載する原材料名の<u>前又は後に「転換期間中」と記載すること。</u>
---------	--

別表 1

食 品 添 加 物	基 準
クエン酸	pH調整剤として使用するもの又は <u>野菜加工品若しくは果実加工品</u> に使用する <u>場合に限ること。</u>
D L－リンゴ酸 乳酸	<u>野菜加工品</u> に使用する <u>場合に限ること。</u>
Ｌ－アスコルビン酸	
タンニン 硫酸	ろ過助剤として使用する <u>場合に限ること。</u> pH調整剤として砂糖類の製造における抽出水のpH調整に使用する <u>場合に限ること。</u>
炭酸ナトリウム	菓子類、砂糖類、豆類の調製品若しくはめん・パン類に使用する <u>場合に限ること。</u>
炭酸カリウム	<u>果実加工品の乾燥に使用する場合又は穀類加工品、豆類の調製品、めん・パン類若しくは菓子類に使用する場合に限ること。</u>
炭酸カルシウム	
炭酸アンモニウム	
炭酸マグネシウム 塩化カリウム	<u>野菜加工品、果実加工品、調味料又はスープに使用する場合に限ること。</u>

塩化カルシウム	農産物の加工品の凝固剤及びチーズ製造の凝固剤として使用するもの又は食用油脂、野菜の加工品、果実の調製品、乳製品若しくは食肉の加工品に使用する場合に限ること。
塩化マグネシウム	農産物の加工品の凝固剤として使用するもの又は豆類の調製品に使用する場合に限ること。
粗製海水塩化マグネシウム	農産物の加工品の凝固剤として使用するもの又は豆類の調製品に使用する場合に限ること。
水酸化ナトリウム	pH調整剤として砂糖類の加工に使用するもの又は穀類の加工品に使用する場合に限ること。
〔略〕	〔略〕
水酸化カルシウム	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
D L－酒石酸	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
L－酒石酸	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕
D L－酒石酸水素カリウム	穀類の加工品又は菓子類に使用する場合に限ること。
L－酒石酸水素カリウム	穀類の加工品又は菓子類に使用する場合に限ること。
〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕
アルギン酸	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
アルギン酸ナトリウム	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
寒天	畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品に使用する場合に限ること。
カラギナン	畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品又は食肉の加工品に使用する場合に限ること。
カロブビーンガム	畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品又は食肉の加工品に使用する場合に限ること。
グアーガム	畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品、缶詰肉又は卵製品に使用する場合に限ること。
トラガントガム	乳製品、食用油脂又は菓子類に使用する場合に限ること。
アラビアガム	畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品又は菓子類に使用する場合に限ること。
キサンタンガム	畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品又は菓子類に使用する場合に限ること。
カラヤガム	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
カゼイン	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
ゼラチン	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
ペクチン	畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品に使用する場合に限ること。
エタノール	畜産物の加工品に使用する場合にあっては、食肉の加工品に使用する場合に限ること。

塩化カルシウム	凝固剤として使用するもの又は食用油脂、野菜加工品、果実加工品若しくは豆類の調製品に使用する場合に限ること。
塩化マグネシウム	凝固剤として使用するもの又は豆類の調製品に使用する場合に限ること。
粗製海水塩化マグネシウム	凝固剤として使用するもの又は豆類の調製品に使用する場合に限ること。
水酸化ナトリウム	pH調整剤として砂糖類の加工に使用するもの又は穀類加工品に使用する場合に限ること。
水酸化カリウム	pH調整剤として砂糖類の加工に使用する場合に限ること。
水酸化カルシウム	
D L－酒石酸	
L－酒石酸	
D L－酒石酸ナトリウム	菓子類に使用する場合に限ること。
L－酒石酸ナトリウム	菓子類に使用する場合に限ること。
D L－酒石酸水素カリウム	穀類加工品又は菓子類に使用する場合に限ること。
L－酒石酸水素カリウム	穀類加工品又は菓子類に使用する場合に限ること。
リン酸二水素カルシウム	膨張剤として粉類に使用する場合に限ること。
硫酸カルシウム	凝固剤として使用するもの又は菓子類、豆類の調製品若しくはパン酵母に使用する場合に限ること。
アルギン酸	
アルギン酸ナトリウム	
カロブビーンガム	
グアーガム	
トリアカンソスガム	
アラビアガム	食用油脂又は菓子類に使用する場合に限ること。
キサンタンガム	
カラヤガム	
カゼイン	
ゼラチン	
ペクチン	
エタノール	

ミックストコフェロール	用する場合に限ること。 畜産物の加工品に使用する場合にあっては、 <u>食肉の加工品に使用する場合に限ること。</u>
酵素処理レシチン	漂白処理又は有機溶媒処理をせずに得られたものに限り、かつ、 畜産物の加工品に使用する場合にあっては、 <u>乳製品、乳由来の幼児食品、油脂製品又はマヨネーズに使用する場合に限ること。</u>
酵素分解レシチン	漂白処理又は有機溶媒処理をせずに得られたものに限り、かつ、 畜産物の加工品に使用する場合にあっては、 <u>乳製品、乳由来の幼児食品、油脂製品又はマヨネーズに使用する場合に限ること。</u>
植物レシチン	漂白処理又は有機溶媒処理をせずに得られたものに限り、かつ、 畜産物の加工品に使用する場合にあっては、 <u>乳製品、乳由来の幼児食品、油脂製品又はマヨネーズに使用する場合に限ること。</u>
卵黄レシチン	漂白処理又は有機溶媒処理をせずに得られたものに限り、かつ、 畜産物の加工品に使用する場合にあっては、 <u>乳製品、乳由来の幼児食品、油脂製品又はマヨネーズに使用する場合に限ること。</u>
タルク	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
ペントナイト	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
カオリン	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
ケイソウ土	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
パーライト	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
二酸化珪素	ゲル又はコロイド溶液として、 <u>農産物の加工品に使用する場合に限ること。</u>
活性炭	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
ミツロウ	分離剤として農産物の加工品に使用する場合に限ること。
カルナウバロウ	分離剤として農産物の加工品に使用する場合に限ること。
木灰	伝統的な製法によるチーズに使用する場合に限ること。
〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕
酵素	
次亜塩素酸ナトリウム	<u>食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒用又は卵の洗浄用に限ること。</u>
次亜塩素酸水	<u>食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒用又は卵の洗浄用に限ること。</u>
フマル酸製剤	<u>食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒用又は卵の洗浄用に限ること。</u>
〔削る〕	〔削る〕

ミックストコフェロール	
酵素処理レシチン	漂白処理又は有機溶媒処理をせずに得られたものに限ること。
酵素分解レシチン	漂白処理又は有機溶媒処理をせずに得られたものに限ること。
植物レシチン	漂白処理又は有機溶媒処理をせずに得られたものに限ること。
卵黄レシチン	漂白処理又は有機溶媒処理をせずに得られたものに限ること。
タルク	
ペントナイト	
カオリン	
ケイソウ土	
パーライト	
二酸化珪素	ゲル又はコロイド溶液として使用する場合に限ること。
活性炭	
ミツロウ	分離剤として使用する場合に限ること。
カルナウバロウ	分離剤として使用する場合に限ること。
香料	
窒素	
酸素	
二酸化炭素	化学的に合成されたものでないこと。
その他の食品添加物	次の要件を満たすものであること。 1 当該食品の製造若しくは加工上必要不可欠であること。 2 栄養価若しくは品質の安定性を保持すること。

農林物資規格調査会部会（有機農産物等）議事次第

日時：平成16年12月20日

14時00分～

場所：農林水産省第二特別会議室

1 開会

2 表示・規格課長挨拶

3 議題

(1) 有機農産物の日本農林規格の見直しについて

(2) 有機農産物加工食品の日本農林規格の見直しについて

(3) その他

4 閉会

配布資料

- 1 農林物資規格調査会部会（有機農産物等）委員名簿
- 2 有機農産物の日本農林規格の見直しについて（案）
- 3 有機農産物加工食品の日本農林規格の見直しについて（案）
- 4 JAS規格の制定・見直しの基準

農林物資規格調査会部会（有機農産物等）委員名簿

氏 名	役 職
○伊藤 潤子	日本生活協同組合連合会理事
○小野 正	全国農業協同組合連合会大消費地販売推進部部長
○近藤 栄一郎	全国青果物商業協同組合連合会理事
○並木 利昭	日本スーパーマーケット協会事務局長
○保田 茂	前神戸大学農学部教授
○山中 博子	全国地域婦人団体連絡協議会理事
栗生 美世	（社）栄養改善普及会理事
熊代 聖子	全国生活学校連絡協議会事務局長
澤登 早苗	恵泉女学園大学人文学部専任講師
武内 智	（株）ワタミファーム代表取締役社長
谷 敬子	（社）全国消費生活相談員協会常任理事
徳永 瑛子	日本主婦連合会副会長
福士 正博	東京経済大学経済学部教授
堀江 雅子	（財）ベターホーム協会常任理事
水野 葉子	日本オーガニック検査員協会理事長
森田 満樹	食品科学広報センター主任研究員
山根 香織	主婦連合会常任委員

（注）○：農林物資規格調査会委員

「有機加工食品」の規格の形式について

1. 「有機加工食品」の規格の形式

有機畜産物の J A S 規格の制定に伴い、「有機加工食品」についての規格を作ることとし、既存の「有機農産物加工食品」に加えて、新たに、

- ① 専ら有機畜産物を原材料とする「有機畜産物加工食品」

【牛乳・乳製品、ローストビーフ、焼豚、卵焼き等】

- ② 専ら有機農産物及び有機畜産物を原材料とする「有機農畜産物加工食品」

【ハンバーグ、肉じゃが、ビーフシチュー、肉まん、ロールキャベツ等】

についても有機 J A S マークの表示が可能となるようにすることとしている。

2. 名称の表示規制

- (1) 既存の J A S 規格である「有機農産物」及び「有機農産物加工食品」については、指定農林物資（名称の表示の適正化を図ることが特に必要と認められる農林物資）に指定されており、次のような名称の表示規制がかけられている。

【指定農林物資の要件】（J A S 法第 19 条の 10 第 1 項）

「日本農林規格が定められている農林物資であって、当該日本農林規格において定める名称が当該日本農林規格において定める生産の方法とは異なる方法により生産された他の農林物資についても用いられており、これを放置しては一般消費者の選択に著しい支障を生じるおそれがあるため、名称の表示の適正化を図ることが特に必要であると認められるものとして政令で指定するもの」

【名称の表示規制】（J A S 法第 19 条の 10 第 1 項、第 2 項）

- ・ 何人も、・・・（指定農林物資については、）当該日本農林規格による格付の表示が付されていない場合には、当該日本農林規格に定める名称の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。
- ・ 何人も、指定農林物資以外の農林物資について、当該指定農林物資に係る日本農林規格において定める名称の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

- (2) 一方、新たに制定される「有機畜産物」、「有機畜産物加工食品」及び「有機農畜産物加工食品」の指定農林物資としての指定については、以下の点で、現時点においては難しい状況にある。

- ① J A S 規格が現状では制定されていないこと
- ② 有機畜産物の日本農林規格と異なる生産方法により生産された畜産物及びその加工食品に「有機」等の名称が付されて販売されている事例はほとんどないこと

- (3) このため、有機加工食品の規格については、名称の表示規制の対象を明確にするため、「有機農産物加工食品」、「有機畜産物加工食品」及び「有機農畜産物加工食品」の3つに分けて規定することとする。
- (4) この場合、有機農畜産物加工食品のうちごく一部のもの（一般的にはその名称の食品においては原材料として農産物を95%以上使用するが、特別に畜産物を5%超使用（したがって農産物は95%未満）したような食品）について、指定農林物資である有機農産物加工食品の名称の表示と同一名称の表示となることが概念上あり得るので、これを避けることが必要である。
- しかしながら、現在はそのようなものの販売が見られないことから、その名称の表示方法については、実態を見極めつつ今後更に検討することとする。（規格上は、「別途定める」と規定。）
- (5) なお、「有機畜産物」、「有機畜産物加工食品」及び「有機農畜産物加工食品」の指定農林物資としての指定については、規格の告示後、格付の状況、表示の状況等を踏まえ、その指定に向けて、関係部局と協議していくこととする。（指定されれば（4）の問題も解消される。）